

総合政策部長
都市政策部長

ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託プロポーザル選定委員会設置規程を次のように定める。

令和8年3月23日

ふじみ野市長 高 畑



ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託プロポーザル選定委員会設置規程

(設置)

第1条 市が委託する総合都市交通体系調査業務に関するプロポーザルの審査を厳正かつ公平に行うため、ふじみ野市総合都市交通体系調査業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書の審査に関すること。
- (2) 候補者の選定等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は都市政策部長を、副委員長は都市計画課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年3月23日から施行する。

別表（第3条関係）

都市政策部長
経営戦略室長
都市計画課長
道路課長